

**「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（素案）」に関する
意見募集（パブリックコメント）の実施について**

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」第89条及び、「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」第33条の22に基づき、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、市町村の障害福祉計画及び障害児福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保の関する計画を定めるにあたり、次のとおり意見を募集します。

1 計画の名称の名称

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（素案）

2 意見の募集期間

令和5年12月18日（月）から令和6年1月17日（水）まで（必着）

3 関係資料等の閲覧方法

①県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」、②健康福祉部障害福祉課（県庁本庁舎2階）、③総務部広報広聴課（県庁本庁舎1階）、④各地域振興局総務企画部地域企画課で閲覧できます。

※ ②～④の閲覧時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見の提出方法

郵便、FAX、電子メールのいずれかの方法により提出してください。

5 意見提出の際の留意事項

意見提出の際は、提出される方の住所・氏名を明記してください。

（住所・氏名を明記していない場合は、提出意見として扱わない場合があります。）

6 提出された意見の公表

提出していただいた御意見については、県の考え方を付して、内容を公表します。その際、住所・氏名は公表しません。

なお、同様の意見がある場合は、整理し、まとめて公表することがあります。

また、案に対する賛成、反対のみの意見については、そのような意見があったことは公表しますが、改めて県の考え方を示すことはしません。

7 意見の提出先

秋田県健康福祉部障害福祉課地域生活支援チーム

住所：〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

FAX：018-860-3866

電子メール：Shoufuku@pref.akita.lg.jp